

「新型コロナウイルス関連情報」  
(その25:非常事態宣言の再延長の閣議決定)

【ポイント】

- 5月26日(火)現在, 東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者は, 4月24日(金)の発生以降, 新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:24人)
- 25日(月), 東ティモール政府は, 非常事態宣言の30日間再延長を大統領へ具申することが臨時閣議で決定された旨を同日付けのプレスリリースで発表しました。

(本文)

1 感染者の推移

- (1)5月26日(火)現在, 保健省発表のデータでは新たな感染者の発表はなく, 4月24日(金)の発生以降, 新たな感染者はゼロのまま推移しています。(国内の累計感染者数:24人)
- (2)在留邦人の皆様におかれては, 引き続き, 手洗いの励行, マスク着用, ソーシャルディスタンス(1.5メートル)の維持等, 新型コロナウイルスの感染防止に努めて下さい。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の再延長の閣議決定

25日(月), 東ティモール政府は, 非常事態宣言の30日間再延長を大統領へ具申することが臨時閣議で決定された旨をプレスリリースで発表しました。概要は以下(1)のとおりです。

- (1)当国での感染防止措置が有効に維持していること, 国内感染事例が不在であること(今までは, インドネシアからの帰国留学生等, 全てが輸入事例), 隣国インドネシア, 特に国境を接する西ティモール地域における感染拡大の状況にかんがみ, 新たな感染を回避するため, 5月27日(水)まで延長にされていた非常事態宣言を, 30日間再延長するよう大統領に具申することを決定した。

(2) 今後は、大統領が招集する「国家評議会」及び「国防安全保障最高評議会」の場で審議された後、国民議会の承認を経た上で、大統領が正式に再延長を公表することになります。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)

(了)